

過労運転防止のための機器導入に対する 補助制度が開始されます

8月19日(月)～9月18日(水)

国土交通省では、自動車運送事業者が先進的な機器の導入により、運転者の過労運転を防止し、居眠り運転等を原因とする重大事故を防ぐため、下記の要件を満たす機器購入に対し、購入額の一部を補助する制度を実施いたします。

対象機器と補助額

○補助対象機器

- ①ITを活用した遠隔地における点呼機器
- ②運行中における運転者の疲労状態を測定する機器
- ③休息期間における運転者の睡眠状態を測定する機器
- ④運行中の運行管理機器

○対象経費

上記機器及びそれに付随する機器、情報が記録できる電子媒体機器及びデジタル式運行記録計の車載器等は対象とする。

○補助率

取得に要する経費の1/2

- (注意) 1. 補助金交付予定枠の申込み状況に応じて、予算の範囲内において1社あたりの上限額を設けることがあります。
2. 補助事業完了後、国土交通省より補助事業実施にかかる調査を行う場合には、当該調査に全面的にご協力いただきます。
 3. 同一事業において、他の国の補助金は受けられません。

対象機器の主な基準

◎国土交通大臣による選定された機器のうちソフトウェアにより、運行管理及び安全運転の指導並びに記録された情報を活用できるもの。

注) 補助金の交付決定後から平成26年2月28日の間に機器の導入をする者が対象となります。

交付予定枠の申込期間と申込方法

- 申込期間:2013年8月19日(月) -9月18日(水) 9:00-16:00
- 申込先:最寄りの地方運輸局、運輸支局(沖縄は沖縄総合事務局)へ書類をご提出ください。
注意 原則、郵送による提出は認められませんのでご注意ください。
- 申込書類:国土交通省ホームページよりダウンロードください。
交付予定枠の申込書1通に見積書を添付してご提出ください。

申請の流れと申請書類

①交付予定枠の申込み

補助金の申請をしようとする者は、予め各運輸局等へ交付予定枠の申込みを行ってください。その後、運輸局からの交付予定枠の内定通知がなされます。提出書類はHPよりご確認ください。

②交付申請

内定通知を受けた者は、内定通知を受け取ってから30日以内に通常申請の方法により各運輸局等へ申請書類を提出。提出書類はHPよりご確認ください。

③取下げ、変更、廃止の申請

通常申請を行い交付決定を受けた後に補助対象事業の申請内容に変更等が生じた場合は、速やかに該当する申請書に必要事項を記載の上、運輸局などに提出しなければならない。

- ・**取下げ**:交付決定に不服がある場合は20日以内に取下げ申請書を提出。
- ・**計画変更**:事業の内容や金額について変更がある場合で軽微な変更以外ものは、変更申請書を提出する。(※軽微な変更:補助金の金額の変更が20%以内のもの)
- ・**中止又は廃止**:交付決定20日を過ぎたのち、対象事業の中止又は廃止をするとき、申請書類を提出。

④実績報告

補助対象事業が完了した日から30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を運輸局等に提出。提出後、国土交通省より額の確定通知が運輸局経由で届きます。

⑤補助金振込